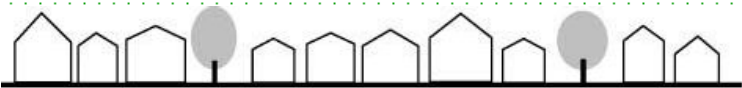


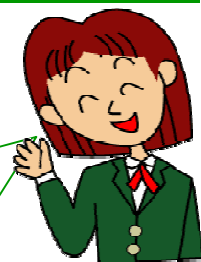
西ヶ原まちづくり協議会ニュース



第40号 平成29年3月発行
発行：西ヶ原まちづくり協議会

◆ 地域の皆様のご参加をお待ちしています！

まちづくり協議会では、よりよいまちづくりに向けて、まちに関するさまざまな事柄をテーマに意見交換や検討、勉強等を行っています。どなたでも、お気軽にご参加頂けますので、地域の皆様のご参加をお待ちしています！！



第36回まちづくり協議会 開催のご案内

日付：平成29年3月15日（水曜日）

時間：午後7時00分～午後8時30分頃まで

場所：滝野川東ふれあい館 3階・第2ホール

[テーマ]

1. (仮称)滝野川一丁目児童遊園整備工事について
2. 地区計画導入のご報告
3. (仮称)西ヶ原三丁目広場のWSについて
4. 密集事業の進捗について
5. その他

事務局連絡先：東京都北区まちづくり部 まちづくり推進課

TEL：03-3908-9154 FAX：03-3908-2244

H28.9.14 第35回まちづくり協議会の報告

○まちづくりのルールへの意見募集の報告

・意見募集に寄せられた回答の集計結果が報告されました。

(Q) 回答率 5.8%というのは、低いではありませんか。

(A) 同様な調査を区内で最近行ったときは 3.2%でしたので、それと比較すると低くはありませんが、今後の機会にはさらに上げていきたいと考えています。

○まちづくりのルールについて

・意見募集と並行して、7月に実施した説明会・相談会でのご意見を踏まえ、10月に予定している地区計画の原案の公告・縦覧及び説明会に向けた、意見交換を行ないました。



(Q) 敷地分割や敷地境界からの壁面後退などは、きちんと守られるように運用することが大切です。リフォームなどはどうなるのですか。

(A) 建替えなどの建築行為に伴い届け出が義務付けられますので、その中で定めた計画に沿うよう指導してまいります。確認の申請がされないリフォーム等に対しては、現時点ではチェック対象にならないのが課題です。

(Q) 色彩の制限等は必要でしょうか。どのように行うのか慎重に説明すべきです。

(A) 地区計画の審査を色彩の鮮やかさや明度など、できるだけ具体的な指標で制限している地区もあります。原案説明会では十分に工夫して説明いたします。

○(仮称)西ヶ原三丁目広場の WS について

- ・平成 27 年度に区が取得した、西ヶ原三丁目の旧印刷局の国有地跡地について、10月からワークショップを開催し、皆さんと広場の計画づくりを行います。
- ・できるだけ多くの方にご参加いただけるよう、開催する曜日や時間の設定に配慮し、早めにお知らせしてまいりますので、ご参加のほどお願いいたします。

○その他

(Q) 防災生活道路はいつまでに整備しようとしているのですか。

(A) 防災生活道路3号と4号は後退部分を道路にするので、密集事業の補助が使える平成32年までに整備を進めていきたいと考えています。

(Q) 補助81号線はどうなっていますか。

(A) 東京都の第四建設事務所が用地買収等を行なっています。豊島区の白山通り沿いに都が相談事務所を設けているので、不明な点があればお訊ね下さい。

◆「西ヶ原地区地区計画」が決定・告示されました。

皆さんと検討を続けてきたまちづくりのルールが、平成28年12月26日の第99回北区都市計画審議会を経て、平成29年1月27日に「西ヶ原地区地区計画」として都市計画決定・告示されました。今後、平成29年3月末の決定を目指し、必要な建築条例の制定を進めてまいります。

※地区計画の内容は北区ホームページ (<http://www.city.kita.tokyo.jp/>) でご覧になれます。